

## 「第Ⅱ期南島原市総合計画後期基本計画（素案）」への意見募集結果

### 1. 意見募集期間

令和5年1月4日(水) ～ 令和5年1月31日(火)

### 2. 意見募集状況

- 1) 応募者数 3件
- 2) 意見件数 28件

### 3. 意見への対応区分とその件数

対応区分	内 容	件 数
A	意見を踏まえて素案を補修修正、又は追加記載したもの	6
B	事業実施にあたって考慮すべき事柄として参考とするもの	2
C	既に記載済み・対応済みのもの	1
D	反映が困難なもの	4
E	感情、感想、質問等に対する回答を行ったもの	15

### 4. 意見の要旨とこれに対する市の考え方

計画（案）の当該箇所	意見の要旨	意見に対する市の考え方	対応区分
3ページ～4ページ (4) 産業構造・地域経済環境の変化	《意見》 海外からの移住者を積極的に誘致してはどうか 《理由》 気候が似ていて向こうの作物をこちらでも作ってくれるなら、地域的なブランドとして強みにもなるから。また、手に職を持つ人だったら治安を悪くしないと思うから。	今後の市政の参考にさせていただきます。	B
4ページ (7) 脱炭素・循環型社会への対応	《意見》 『ゼロカーボンシティ』はしないほうが良いと思います。 《理由》 CO <sub>2</sub> 排出量がほとんど無くなってしまうと、植物が光合成できなくなって、育たなくなるからです。	ゼロカーボンシティとは、本市が「2050年二酸化炭素実質排出量ゼロ」に取り組むことを表明したものです。温室効果ガスの人為的な発生源による排出量と、森林等の吸収源による除去量との均衡を目指し、大気中の温室効果ガスを増やさない取組を推進するものです。	E

計画(案)の当該箇所	意見の要旨	意見に対する市の考え方	対応区分
4ページ (8) デジタル社会への対応	デジタル社会が進むにつれ、電磁波などの人体への影響が大きくなるので、必要なところ以外で垂れ流しにならないように工夫していただけると助かります。	国は国内外の研究結果に基づき電波防護指針を策定し、電波の強さの基準値を定めるとともに、電波法による規制をしています。 本市においても、国の指針や指導に沿った、安全で安心な環境でのデジタル社会への対応を行うことを御認識いただければと存じます。	E
5ページ (10) デジタル田園都市国家構想の実現	《意見》 農業にデジタルデータを導入してはどうでしょうか。 《理由》 より安定した収穫量を確保できれば、他の地域が不作でも、安心して暮らしていけるからです。	49ページ施策3-1-2経営基盤の強化(農林業)の経営基盤の強化で少し触れていますが、スマート農業に関する取り組みの一環として、現在、栽培環境データを活用した収量増加と品質向上に取り組んでいます。	C
11ページ	何故白紙なのですか？	16ページ以降に見開きで示す部分があるため、ページ調整をしたものです。 製本版ではこれより前のページの図表や文字数の調整をして空白ページが生じないようにする予定です	E
11ページ	空白であるが、データが抜けているのか。		E
14ページ 基本柱7	《意見》 『環境形成に関する取組は支援要件が厳しいこと』とあるが、今後も状況が変わる見通しが立たないようなら、指標から外してはどうか。 《理由》 改善する見込みが無い所を毎回『改善できませんでした』と確認するだけになるなら、しない方がましだと思うからです。	文中の「支援要件が厳しいため」という記載は全くの誤りでした。 また「環境形成」ではなく、正しくは「景観形成」でした。 景観形成に関する指標は109ページ記載の「122景観形成推進事業」から「124の児童が参加した取組実施件数」の3件ですが、このうち「124の児童が参加した取組実施件数」は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、市内小学校でのひまわり植栽活動を令和2年から中止したため、令和3年度までに目標を達成できませんでした。14ページの円グラフで言えば、判定Eに該当します。 事実に基づかない表現をしていたので、次のとおり修正します。 ご指摘ありがとうございました。 【修正後】 景観形成に関する取組は、令和2年以降市内小学校での活動を中止しているため、目標を半分程度し	A

計画(案)の当該箇所	意見の要旨	意見に対する市の考え方	対応区分
		か達成できなかったことが挙げられます。	
14ページ 基本柱7	《意見》 市側が設定する支援要件が厳しいなら、支援する市側の設定をゆるくしてはどうか。 《理由》 見合っている、どちらかが何か動かないと話が進まないとわかっているからです。	上記のとおり、目標を半分程度しか達成できなかったのは「支援要件が厳しい」ことが要因ではありませんでした。	D
15ページ (2) まちづくりの基本指標の状況	私が南島原市に移住した理由は、ペット飼育可能な賃貸住宅だからです。島原市に以前住んでいましたけれども、ペット飼育不可な賃貸物件がとても多かったのです。『ペットと暮らせる町』にして推進すれば動物好きが集まるほっこりした町になると思いました。	趣味や嗜好、生活の様態など、一人ひとりに“しあわせ”のかたちがあるものと思います。 ペットと共に生きることもその一つですが、市民がそれぞれの“しあわせ”を実現できるよう、行政としてできる限りのサポートを行ってまいりたいと考えております。	E
18ページ (2) 将来目標人口(人口ビジョン)の見直し	人口ビジョンを大幅に下方修正したほうが現実的です。	19ページ図表に記載しているとおおり、このまま何もしなかった場合、2060年の本市の人口は1万5千人程度まで減少する予想がなされています。 これを地域社会への影響を可能な限り抑えるために緩やかな減少とするため、2060年に2万5千人の人口目標を掲げているものです。 この人口目標を達成するため、20ページに記載のとおり、人口減少対策に取り組むこととしています。	D
24ページ SDGs(17の目標)と政策との関連性	昆虫食を取り入れないでください。 コオロギ粉末を練り込んだ食品を学校給食に出さないでください。	SDGsの17のターゲットと昆虫食は直接結び付いているものではありません。 また、本市では現在、学校給食で昆虫を材料に使ったメニューは提供しておりません。	E
29ページ 【プロジェクトの必要性】	《意見》 『書く窓口』を残して下さい。 《理由》 『書いて提出する』という選択肢を残していただくと嬉しいです。書きたい、という欲求も、書く権利も、持っているからです。	御意見のとおり、紙様式に手書きで申請する方式は従来どおりそのまま残すこととしています。 「書かない窓口」とは、デジタル技術により、マイナンバーカードを用いて、申請書への記入を不要とするシステムで、窓口で手続きする際の申請方法がひとつ増える	E

計画(案)の当該箇所	意見の要旨	意見に対する市の考え方	対応区分
		とご認識いただければと存じます。手続内容によっては、住所や氏名などを何枚も書く必要が生じたときなど、手書きでの申請が面倒だと思われる方のほか、字を書くことが困難な方、幼い子を連れた方など、紙様式に手書きをすることが大変な方でも窓口での不安が解消され、スピーディーに各種申請ができるサービスとなっています。	
30ページ 「分野別基本計画の見方(資料の見方)」	数値目標「計画の最終年度も目標とした」とあるが、「計画の最終年度の目標とした」ではないのか。	ご指摘ありがとうございます。「計画の最終年度を目標とした」が正しい表記です。	A
36ページ 施策1-2-2 ごみの適正処理 ○ごみ処理体制の整備	令和8年度(2026)から市内全域のごみを県央県南クリーンセンターで処理することになるが、収集日が減少する等サービス低下とされないよう求める。	ご意見ありがとうございます。焼却場所が南有馬クリーンセンターから県央県南クリーンセンターへ変更になりますが、収集日についてはこれまで通りを予定しております。サービス低下にはならないよう努めます。	E
39ページ 関連する個別計画	「国指定史跡史跡日野江城跡整備基本構想」とあるが、「史跡」が1個多いのではないのか。	ご指摘ありがとうございます。「史跡」が1個多く、正しくは「国指定史跡日野江城跡整備基本構想」でした。	A
45ページ 施策2-3-2 定住促進と田舎暮らしの推進	対コロナワクチン未接種者のカップルの移住を誘致するといいです。	新型コロナワクチンの接種如何に関わらず、本市に住みたいと思っ頂いている方に対し、情報提供等の移住支援をしています。	E
48ページ [政策を取り巻く環境] ○環境にやさしい農業	《意見》 無農薬栽培をすすめて下さい。 《理由》 『売れる野菜』ではなく『これからも地球と一体となった野菜』を作ること、地球環境を守ることが出来る。	令和4年度に有機農業の基本計画を策定し、環境に優しい農業を推進していくこととしております。	E
49ページ 施策3-1-2 経営基盤の強化 ○農地の有効利用の推進及び耕作放棄地の解	零細で分散錯圃の土地利用型農業が多い南島原市では、遊休農地の受け皿として個別経営体のみでは耕作放棄地の解消は難しい。農地中間管理事業をしっかりと機能させるほか、農協や農家、市、商社等の出資による資本力、信用力、教育力があり、J・U・Iターン等	遊休農地対策や農地の効率的な利用、持続可能な地域農業の確立など、人・地域・農地に関する課題や目標について、話し合いを通じて整理したいと考えております。また、国や県等の施策を効果的に活用しながら、農業を基盤産業として持続的に発展させたいと考え	B

計画(案)の当該箇所	意見の要旨	意見に対する市の考え方	対応区分
消	<p>の受け入れが可能で、従業員が定期的に休みの取れる就業規則がきちんとしている、本市がみかん農業で進めている研修制度に似たOJT機能を持った、個別経営体を補完・補強する組織経営体として露地野菜、露地の果樹、農産、畜産、複合等の農地所有適格法人等の育成が必要である。</p> <p>北海道には約120万haの農地があったが、耕作放棄地はほとんど見られなかった。それは、半世紀も前から耕作放棄など遊休農地が出そうになると、役所(役場)農林課や農業委員会などが中心となり、関係機関・団体と連携し協力を得ながら近隣農家と利活用について話し合いをするほか、農地保有合理化事業、交換分合事業、区画整理事業、基盤整備事業などを活用し、地域の農地の利用モデル(案)を提示しながら農地の集団化に向けた斡旋等を推進してきたからである。あわせて、層厚調整や均平などにより1区画の面積を拡大して土地利用の効率化を図り、構造改善事業等各種補助事業を活用して規模に見合った高性能機械へグレードアップし、生産性が高く収益性も高い年々成長・発展を続ける土地利用型の農業が育成されて来た。市町村がイニシアティブをとって関係機関・団体と農業者の農地の利用方向についてベクトルを合わせ、農地利用の高度化・効率化が意図的計画に推進されてきたからである。</p> <p>あわせて農業者の就業環境の整備も進められ、定期的に休みがとれ専従者給与等が支払われる家族経営協定の締結等が推進され、経営協定が成熟した農家から法人経営体への移行を進めるほか、支援組織としてコントラクター、ヘルパー制度、TMRセンターなどが充実され農作業のアウトソーシングも進められて、ゆとりがあり安定</p>	<p>ております。</p> <p>ご意見は参考にさせていただきます。</p>	

計画（案） の当該箇所	意見の要旨	意見に対する市の考え方	対応 区分
	<p>的で収益性の高い農業の生産構造に改善が推進されてきた。しっかりとした目標をもって中核農家や自立経営農家の育成が進められてきたのである。</p> <p>道東の土地利用型の農業が展開されている地域では、さらにステップアップが図られ農協、農業者、役場、商社などが出資し、I・U・Jターン者等を受け入れ可能で、研修教育機能を持った農地所有適格法人等の設立が進められている。現代の土地利用型農業経営は、知識集約型産業に近く、I・U・Jターンしてすぐに前任者にとって代われるほどシンプルではない。農地の集積と担い手の育成確保、耕作放棄の阻止を一体的に進め経営基盤を強化しようとするものである。</p> <p>南島原市では約4,700haの農地のうち963ha約2割が耕作放棄地・遊休農地となっている。先祖伝来の家産を守り抜くという意識が強いのは素晴らしいことであるが、農地の流動化が妨げられて来た面は否めない。放置するだけでは地域農業の生産力は衰退し地域経済は弱体化してゆくだけである。売買による所有権移転にこだわらず、賃貸借や使用貸借等使用収益権の移動に加えて、農地の転用も含めた利活用について総合的な検討が必要である。「持続可能な地域社会」の確立をめざすのであれば、地域経済の活力を増進するため、基幹産業のど真ん中にある農業の遊休農地をいかに生産・経済活動に結びつけ収益を高めることが、キーポイントである。</p> <p>南島原市の平均農業所得は、ワーキングプアといわれる200万円に満たないレベルである。分布の中央値はさらにこれを下回る。地域の基幹産業である大黒柱の農業経営は、収益性が低い土地利用型の農家を中心に、担い手の不足と</p>		

計画（案） の当該箇所	意見の要旨	意見に対する市の考え方	対応 区分
	<p>超高齢化から限界集落、カタストロフィに向かって進んでいる。農業所得も経済の発展段階に応じて向上するものでなければ新規参入・就農希望者の心に響かない。</p> <p>道東の酪農地帯では、新規参入や就農等を希望する実習生に年間300万円の賃金をはらい、オール電化の個室に住まわしてくれ、農場への移動のために軽乗用車を貸与してくれる農協さえあった。「農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想」に歌われている400万円程度の農業所得の実現に向けた支援の強化が必要である。土地利用型農業のファームサイズを拡大し、高収益作物の導入などにより経営の集約化を進めながらビジネスサイズを拡大して、自立経営の確立に向けた支援が必要である。施設利用型農業ともタッグを組んで、963haの耕作放棄地をフル活用できる仕組みが出来れば夢物語ではない。市が目指す「持続可能な地域社会」実現のためには、耕作放棄対策の強化は待ったなしである。道府県の先進事例におおいに学ぶべきである。経営基盤の強化を絵にかいた餅にしてはならない。</p> <p>農林水産省は、令和5年度の予算関係資料に、農地を農業上の利用が行われる区域と保全を進める区域に分け、粗放的に利用する区域、農業生産の再開が容易な土地として利用する区域、計画的な転換を図る土地等と指定利用する区域などにゾーニングするほか、農業生産活動に使える農地は、農地中間管理機構に使用収益権を集積し、まとまりがある形で農地利用を再編して効率良く利用できるように整備を目指すことを例示している。</p> <p>実施に向けた地域計画策定推進緊急対策事業などが予算化されている。</p>		

計画（案） の当該箇所	意見の要旨	意見に対する市の考え方	対応 区分
	<p>南島原市では、過去に県営畑地帯総合整備事業等で集団化と区画整理が行われたことはあるが、整備計画から外れた地区や国道沿いの一等地に、圃場が狭隘な分散錯圃がまだ沢山残っている。また、地籍図にある赤道が消滅しかけているかかりの悪いところや、地籍図には道路となっているところが実態は水路となって作業機械の通行が不可能になっているところ等もあり耕作放棄せざるを得ない実態がある。半世紀前にはほとんど見られることのなかった耕作が放棄され遊休農地が増え続けてきた現実と実態を直視した対策と施策展開が必要なのである。</p> <p>農業の経営基盤の強化は、①経営基盤の強化、②後継者の確保、③農地の有効利用の増進及び耕作放棄地の解消などが三本柱となるのは論をまたないが、各項目の単一方程式で解けるほど南島原の農業構造はシンプルではない。2割にも達した耕作放棄地を解消するためには耕作適地のみならず焦点を絞るとしても、農地の受け手を零細な個別経営体のみならず絞るのでは解決が難しい。繰り返しになるが、先進事例に学び、遊休農地の受け皿となりI・U・Jターン等を受け入れ可能で研修教育機能をもち、地域農業の中核的な担い手となりうる組織経営体の農地利用適格法人等の設立等を支援し、土地利用と雇用を一体的に推進できる個別経営体を補完・補強する仕組みや受け皿を作らないと、遊休農地の解消が難しい局面に来ている。零細な個別経営体のみでは資本金、信用力、教育力が弱く、担い手の確保と育成は遅々として進まない。市が進めている「南島原市トレーニングファーム」をみかん農業だけでなく、露地野菜・果樹、農産、畜産、複合等もモデル経営体に加え設立・推進対象を広げ、遊</p>		



計画（案） の当該箇所	意見の要旨	意見に対する市の考え方	対応 区分
	<p>休化した農地を受け入れ、I・U・Jターンの受け入れ可能な農地利用適格法人等の設立支援が必要である。</p> <p>土台となる生産基盤の整備、農道・林道の維持・管理等ハード面の強化に加え、①、②、③の連立方程式による改善計画の推進により、目標所得が確保でき遊休農地の受け入れが可能な経営体の育成が必要である。</p> <p>耕作放棄地の解消がすすまないのはなぜか？どうすればできるのか？「PDCA サイクル」を踏んで、県や国をはじめとする関係機関・団体の力も借りながら、農業者と協働して、意図的計画的に課題解決志向で取り組むことが必要である。</p> <p>南島原市の発展のための施策の憲法ともいえる南島原市総合計画に盛り込まれた農業経営基盤強化策が、農業振興基本計画、過疎地域持続的発展計画、農村環境計画、農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想、南島原市まち・ひと・しごと創生総合戦略、JA 島原雲仙地域農業戦略（第5次営農振興計画）等にしっかりとリンクされて、強化の具体策が実施計画に盛り込まれ、耕作放棄地の解消される日が早急に来ることを切に願っている。</p>		
48・50ページ 有機 JAS 注釈	ページ内にある※印の用語の説明記載は同一用語の場合は同一にすべき。	<p>ご指摘ありがとうございます。</p> <p>同じ注釈が2回あるため、最初の48ページの注釈を残し、50ページの注釈は削除しました。</p> <p>また、48ページの注釈を「JAS法（日本農林規格等に関する法律）に基づいた生産方法に関する規格であり、農薬や化学肥料などの化学物質に頼らないことを基本として自然界の力で生産された食品を表しています。農産物、加工食品、飼料、畜産物及び藻類に付けられています。」に修正します。</p>	A

計画(案)の当該箇所	意見の要旨	意見に対する市の考え方	対応区分
52ページ 数値目標No.24	解消するというのであれば、5年間の解消目標値の合計は963haに、これから増えると予想される耕作放棄地面積をくわえたものでなければ解消できない。	耕作放棄地には耕作条件の悪い農地が多く基盤整備等も困難であるため、すべての解消は困難と考えます。	D
52ページ 数値目標No.26	50ページ「○有害鳥獣対策の強化」とあるにも関わらず、「有害鳥獣による農作物被害額」目標値が3倍強に増えているのはなぜか。減らすべき目標と考えている。	島原半島地域鳥獣被害防止計画(第5次)【期間:令和5年度~令和7年度】が先般策定され、本市における令和7年度の目標が4,036千円/年に設定されました。令和7年度の目標ですが、他に参照できる数値がないため、本目標値を令和9年度の目標値として設定することとしました。	A
65・68ページ 「自殺」の表記	最近「自死」表記も見受けられるが、使い分け等なされているのか。	「自殺・自死」の表現については、NPO法人全国自死遺族総合支援センターの考え方などを参考に、関係性や状況に応じた丁寧な使い分けに努めております。 自殺総合対策大綱(厚生労働省)では、「自殺は、その多くが追い込まれた末の死」と定義されているという背景から、行為を表現する時には「自殺」を使っています。また、遺族等に関連した表現をする時(二人称の死を表す時)には「自死」を使い、遺された方に対する配慮に努めています。 P65及びP68は、どちらも自殺という行為を表現しているため、「自殺」を使っています。	D
67ページ 施策4-1-2 健康診査・健康相談等の充実 ○母子保健・予防接種の充実	《意見》 市民にコロナワクチンの接種をおすすめしないであげてください。	予防接種は予防接種法に基づき(対象となる疾患や年齢、具体的な実施法を明記)実施しています。 新型コロナのワクチン接種は同法に基づく「臨時の予防接種」と位置付けられ、努力義務となっています。ワクチンを受ける際にはご本人が納得した上で接種をご判断いただくこととなります。感染症の緊急のまん延予防の観点から市民の皆さまには情報を提供し、接種のご検討をお願いしているところです。 ご理解のほど、よろしく願いいたします。	E

計画(案) の当該箇所	意見の要旨	意見に対する市の考え方	対応 区分
70ページ 施策4-2-1 医療体制の 充実 ○医療費適 正化の推進	「重複・多受診訪問指導事業を実施します」とあるが、重複・多受診のデータはどのようにして取得されるのか。個人情報は大丈夫なのか。	国民健康保険法に基づき、取り組んでいる事業です。対象者データは長崎県国民健康保険団体連合会で抽出してもらい、市で直近の診療状況を国民健康保険のシステムで確認し、指導にあたっています。個人情報については、市の特定個人情報保護評価を受けております。今後も適切な管理を行ってまいります。	E
80ページ 数値目標No. 79	79ページ「○妊娠・出産・育児までの切れ目のない子育てしやすい環境づくり」で「乳児や妊産婦等の訪問相談を充実させる」とあるが、指標「乳児家庭への訪問率」目標値が減少しているのはなぜか。訪問率上昇のみが充実とは考えていないが、せめて現状維持ではないのか。	ご指摘ありがとうございます。目標値を98%へ訂正しました。令和3年度は長期里帰りやコロナ禍で訪問を希望されないご家庭もありましたが、乳児相談の場で面接を実施しましたことで、高い訪問率となったところです。今後も乳児や妊産婦の相談体制を充実してまいります。	A
88ページ 政策5-2 生涯学習の まちづくり	《意見》 市民農園など、市民が気軽に家庭菜園を楽しめる土地を開放していただくと助かります。 《理由》 時津や長与町はあるそうです。島原市も南島原市も無いです。自分で野菜を作れるようにした方がいいからです。	本市には、エコ・パーク論所原内に市民農園(5,000円/年・区画)がございます。 現状では、市民農園の開設についてニーズは高くありませんが、今後、動向やニーズをみながら、農業体験ができる場について検討してまいります。	E
92ページ 施策5-3-2 スポーツ力の 強化	社会体育施設の利用しやすさも必要。 令和4年7月26日だったと思うが、「令和4年第2回南島原市議会定例会一般質問」において、田中議員から社会体育施設の利用について、「当日申請で利用できるようにならないか。」との質問があった。教育次長は、「すべての公共施設を含めたところで検討の必要がある。」と回答。 令和4年8月28日には、当日申請の同様の意見が「市政への提案箱」に投稿されている。 当日申請への前向きな検討をお願い申し上げます。	社会体育施設の当日申請につきましては、令和5年度から対応を行います。(土日・祝日については有家地区・南有馬地区のみ対応) ただし、申請時間につきましては、午前8:30～午後5:00までとします。 今後、土日・祝日の対応につきましても市内全地区について検討してまいります。	E
112ページ	《意見》 市政にLINEは使用しないで	LINE(株)はトーク上に送信されたデータを個人情報として収集・保	E

計画（案） の当該箇所	意見の要旨	意見に対する市の考え方	対応 区分
数値目標No. 129	<p>ください。</p> <p>《理由》</p> <p>L I N Eの利用規約に、登録者のアドレス帳の情報を会社側が自由に使用できる旨が書いてあります。登録者のアドレス帳に載っている人の個人情報まで電話代を無料にしたいという理由で会社側に見せるのはダメですよ？</p> <p>それを行政としてしてしまうのは、もっとだめだと思うからです。</p>	<p>持しないことはもちろん、閲覧・アクセスもしないと発表しております。また、市の公式L I N Eに友達登録をされる方は、既にL I N Eを利用されている方で、L I N E(株)との利用規約に基づき同意の上で利用されていると考えています。</p> <p>市としても、個人情報の取り扱いについては、細心の注意を行いながら、適正に運用していきたいと考えています。</p>	